

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年2月9日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 釜石遠野線  
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
釜石市橋野町第4地割33番1地先から35番1地先まで	新	m 42.5~11.7	m 598.0
	旧	36.9~8.7	598.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和6年2月9日から同年3月11日まで

- 2(1)道路の種類 県道  
(2) 路線名 普代小屋瀬線  
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡岩泉町安家字松林176番31地先から55番10地先まで	新	m 28.9~6.3	m 2,616.1
	旧	26.6~4.8	2,616.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和6年2月9日から同年3月11日まで